

正確な勤務時間の記録を残すのは…

◆前号でお知らせした、天草の元小学校教諭Tさんの公務災害認定訴訟。2011年、勤務校が県・市の学力向上モデル校・推進校になり、仕方なく引き受けた研究主任。初めての研究主任の業務の他にも算数TT、部活動担当などで土日も休めない中で、研究紀要もまとめ、研究発表会を目前に倒れました（当時44歳）。今も脳幹出血による重い後遺症で入院闘病中です。職をはじめ家族との幸せな日常など、多くを失ったのに、公務災害補償基金からは公務災害だと認められず、やむを得ず訴訟に踏み切りました。（2017年）

◆熊本地裁では発症前1ヶ月の時間外労働が、基準の100時間に届かない90時間だったとして訴えを退けられました。そして控訴した高裁では、時間外労働は93時間だったが、業務を同時並行しており、睡眠不足と疲労の蓄積が発症につながった可能性があるとして、逆転勝訴しました（2020年9月）。その後、基金側が上告を断念したことで、公務災害が確定。9年に及ぶ訴えが認められました。11月、この裁判を支援してきた熊本県教組は報告集会を開催しました。

◆当時は、熊本市のように在校時間を記録する地域は少なく、ほとんどが出勤簿に押印だけ。Tさんも自分のパソコンの作動時間を専門業者に分析してもらい、裁判所に提出したのです。

★学校の働き方改革がスタートして、時間外労働の上限指針1ヶ月45時間を超えないようにと、実際とは違った打刻が行われている職場もあると聞きます。何のために記録するのか、立ち止まって考えて欲しいです。

安全で健康的に働くことは、労働者のもっとも基本的な権利です。



2017年7月 提訴前の支援集会



2020年9月 高裁勝訴の記者会見

「学校現場のこのような事故は私
で終わらせてほしい。先生方が生
き生きと働き、子どもたちがのび
のびと育つ学校になることを願
う。」とTさんは訴えています。

「組合に加入しなくても処遇は同じなら、組合に入らなくても良い」が続くと…

民間であれば、組合が交渉で勝ち取ったものは組合員にのみ適用されます。（非組合員にも適用するかは会社側の裁量次第になります。）一方、公務員の場合は、交渉で妥結・合意した内容によっては議会にかけられて承認された後、組合員・非組合員に関わらず適用されます。

それなら組合に入らなくても良いのではと、皆がそう思ったら、どうなっていくのでしょうか。組合は存在しても、まさしく**数は力**で、様々な課題解決が進まない状況に陥ってしまい、皆が苦しむことになります。

残念ながら現在の市教組の組織率は低いです。しかし、市内教職員のために精一杯活動しています。以前から学校・幼稚園安全衛生委員会の委員として、そしてパワハラ・セクハラ相談窓口としての役割を果たしてきました。また、今年度からは時間創造プロジェクト会議の委員として、現場の意見反映に努め、真の働き方改革を求めているところです。ぜひあなたも市教組に加わり、貴重な力となってくださいませんか。



だから今、あなたも市教組へ 加入をお待ちしています。

別紙の加入用紙に記入され、下記までお送りください。お尋ね等もお気軽にご連絡ください。

熊本市教職員組合

〒862-0976 熊本市中央区九品寺1丁目11-4
TEL 371-2711 FAX 371-8348
Eメール: sikyouso@mx7.tiki.ne.jp
http://www.kumamosikyoso.jp/

熊本市教組 Q 検索

2021年 早春号

熊本市教職員組合

こんにちは 市教組です!

コロナ禍においても市教組は、すべての子どもにゆたかな学びを保障し、教職員にゆとりとやりがいを取り戻すための活動を進めています。本年も引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今年度の確定交渉は

1回目 10月29日

2回目 11月6日 → 妥結へ

今年度も熊本市労働組合連合会（略称：市労連。市教組も加盟）と熊本市役所第一職員労働組合とで構成する交渉団と市当局との確定交渉が行われました。コロナ対策で出席人数が制限され、市教組から出席した委員長と書記長が、学校における働き方改革の推進や体育代替の配置等を求めました。

コロナの影響で人事委員会勧告も遅れ、10月29日に勧告された一時金については交渉の場で合意。その後11月20日に勧告された月例給すえおきについても合意しました。

なお、給与面の他に、人材確保と育成、昇任、女性職員の活躍推進、定年引き上げ、障がい者雇用、就職氷河期世代の雇用、時間外勤務の縮減、ワーク・ライフ・バランス、メンタルヘルス、ハラスメント防止、会計年度任用職員の処遇などの課題についても、人事委員会勧告で言及されています。

給料 公民格差が極めて小さかったため(0.01%、37円)、給料表の改定なし

一時金 民間より上回っていた0.05月分を引き下げる 4.50→4.45月分
※再任用職員はすえおき。会計年度任用職員は引き下げない。

2020年度	期末手当	勤勉手当	合計
6月	1.30 (0.725)	0.95 (0.45)	2.25 (1.175)
12月	1.25 (0.725)	0.95 (0.45)	2.20 (1.175)
合計	2.55 (1.450)	1.90 (0.90)	4.45 (2.350)
2021年度～	期末手当	勤勉手当	合計
6月	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)	2.225 (1.175)
12月	1.275 (0.725)	0.95 (0.45)	2.225 (1.175)
合計	2.550 (1.450)	1.90 (0.90)	4.450 (2.350)

()内は再任用職員



今年度の確定交渉はコロナ対策で人数制限をして実施（左が組合側）

★体育代替制度についての回答

他都市では制度が整備されていても、授業時数の関係で校内の教師同士で協力して対応しており、実際の活用は少ないようだが、本市では現在、体育代替非常勤講師制度の整備に向けて検討しているところである。

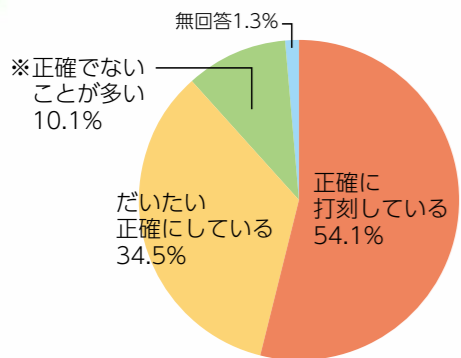
★残った課題については、小委員会で協議を進める

確定交渉後も人事小委員会、超過勤務対策委員会、再任用小委員会において、各々の課題について両方で協議を継続しています。 ※今後は市教委関係の課題も加えて、市教組代表も参加する方向で調整中。

職場アンケートで検証 学校における働き方改革とコロナ対策

市教組の重要なとり組みである職場アンケートを今年も8～9月に実施。約400人に回答いただきました。

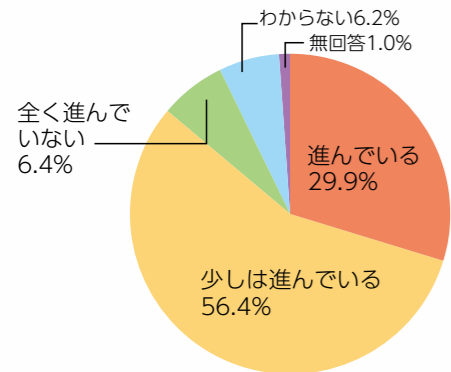
出退勤の打刻は正確か



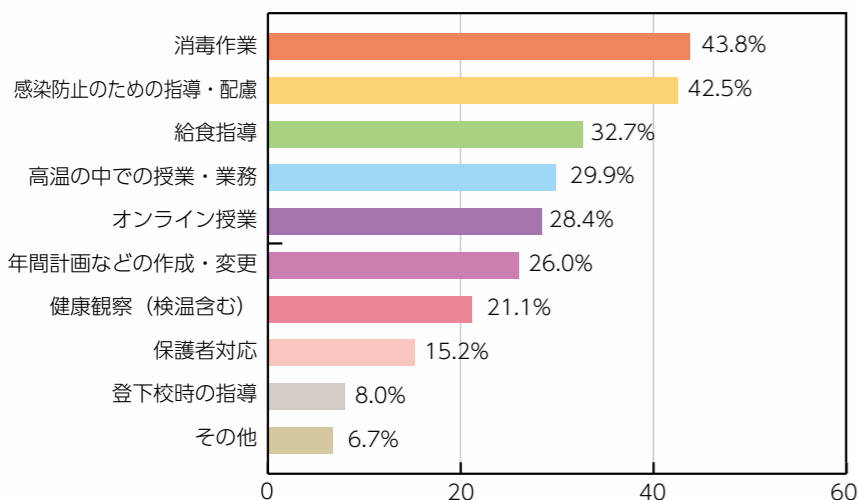
正確な理由

- ・45時間を超えないようにしている
- ・勤務時間終了後に打刻しているが、その後に残って仕事をしているため
- ・早く帰らないと色々言われるので打刻した後仕事をしている。
- ・土日の部活は誰も打刻していないので、自分もしていない。
- ・休日の部活動は直接体育館に行くので、職員室の施錠を解除するのが面倒。体育館に打刻のPCがほしい。
- ・部活の朝練前には打刻していない。職員室が閉まっている時には退勤打刻していない。
- ・正確に打刻することによるメリットが見当たらない。超過勤務だと理由の記入を求められたり、むしろ仕事が増える。
- ・時間外勤務が45時間を超えると、その理由の記入と提出にまた時間がかかるから。教頭の業務が増えるから。
- ・退勤を正確にすると、産業医の面談になるから
- ・教職員情報システムを立ち上げるまでに時間がかかるため（臨採なのでカードがない）

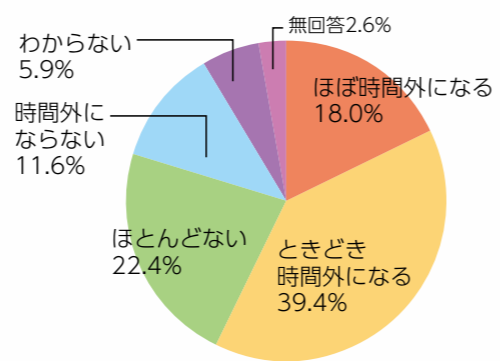
行事・日課の見直しは進んでいるか



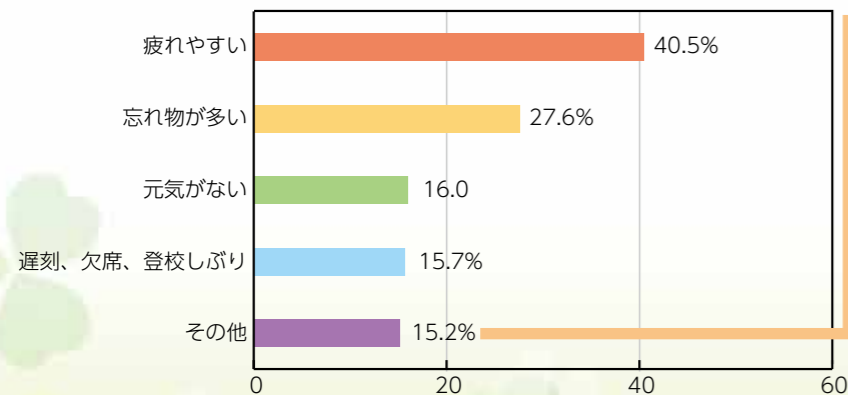
コロナ対策で負担を感じる業務は (複数回答)



コロナ関連業務で時間外勤務になることがあるか



子どもたちの様子で気になることは (複数回答)



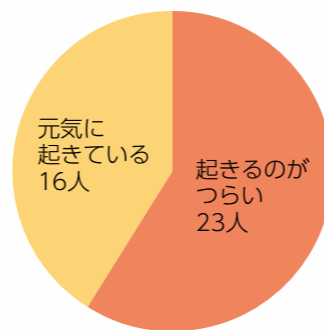
- その他
- ・外に出たがらない
 - ・体力低下、視力低下、肥満の増加
 - ・体調を崩しやすい
 - ・集中力が続かない
 - ・落ち着きがない
 - ・自制がきかない
 - ・目に見えない精神的疲労があるように感じる
 - ・生活リズムが不規則になっている
 - ・落とし物が多い
 - ・負傷が増えた
 - ・残食が増えた
 - ・あいさつが少なくなった
 - ・過剰にウイルスに反応する子がいる
 - ・生徒同士の人間関係
 - ・友だちの名前を覚えていない
 - ・違う小学校出身の友だちと親しくなる機会があまりなく、人間関係のトラブルが多い
 - ・ゲームに夢中になっている子が多い
 - ・寝不足

【自由記述】には、例年同様にほとんどの回答者が様々な課題や意見を書かれていました。多かったのは、消毒作業・行事の見直し・オンライン授業等のコロナ関連、働き方改革、公会計化、牛乳パック洗浄などでした。

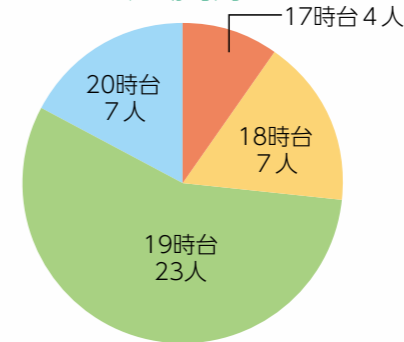
初任者・事務職員 の先生方を対象にしたアンケート調査も今年度は実施しました。ご協力ありがとうございました。

初任者…10月時点では校外での初任研が中止となっていて、研修や同期との交流の機会がなくて、時間不足の日常で不安や戸惑いを感じている人が多かった。

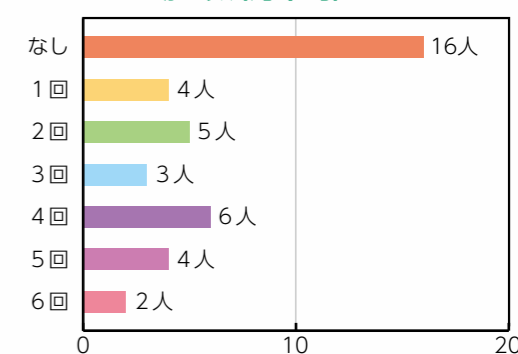
毎朝元気に起きているか



退勤時刻

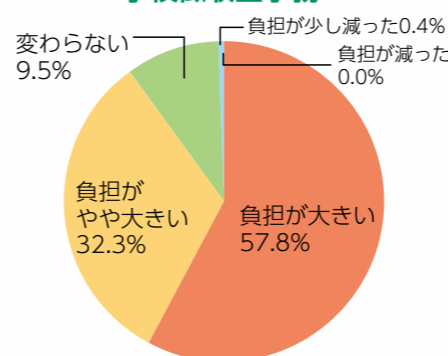


土日の出勤回数(月平均)

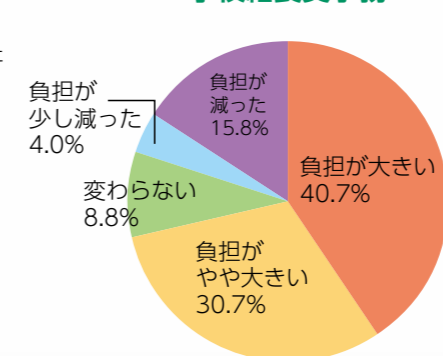


事務職員…給食費と徴収金に係る業務内容の変化、事務補助職員の勤務時間削減によって、大幅に負担が増えた。心身に不調を来している者もいる。

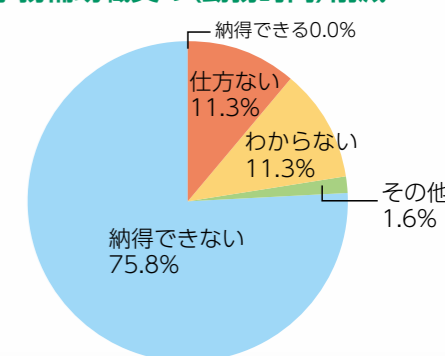
学校徴収金事務



学校給食費事務



事務補助職員の(勤務時間)削減



要求書にアンケート結果を添えて市教委に提出、交渉日12/23も設定されましたが、市教委全課交渉はコロナで延期に、まずは文書による回答をいただきました。

◆第2期時間創造プログラム案…現計画はプロジェクト会議で検証を重ねてきた。現在、第2期(案)について、アンケートシステムにより、全教職員から意見をお聞きしている。

※11月のプロジェクト会議において、市教組代表委員より、(案)に対する意見を広く聞くことを提言しました。

◆上限ガイドラインの周知徹底…本市では3月に「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定した。来年度からは、人事評価記録書(業績評価)に働き方改革に関する取組目標を記載してもらい、時間を意識した働き方をしていただきたいと考えている。

◆勤務時間の打刻と管理…校長会等で周知を行い、打刻率の低い学校については個別に指導している。今後、勤務実態に即した勤務状況を正確に記録するよう併せて指導していきたい。

→ 1/22付け教職員課長名で、「教職員の出退勤打刻の徹底等について」の文書を発出

◆給食費公会計化…今後も学校現場との情報の共有を行い、課題解決に向けて円滑な運用に努める。

◆スクールロイヤー…学校からの法律相談、学校における事故や苦情に対して、教育委員会弁護士として来年度から配置予定。

◆ICT支援員…文科省基準は4校に1人だが、本市は現在19人(7.1校に1人)を配置している。来年度は2人増員の予定。

◆牛乳パック洗浄…アレルギーの児童生徒に対する配慮事項を学校に示して、共通理解を促すように通知している。パック処理を支援するSSSを来年度も要求している。

